米国特許情報

Cuozzo 最高裁判決後に IPR 手続開始の裁決に対して、どのような状況であれば CAFC によるレビューが行われ得るかを示す最近の CAFC 判例

2019年01月15日

特許業務法人 **HARAKENZO**WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

IPR ("Inter Partes Review") 手続は、行政手続であり、申請者が、米国特許の有効性にチャレンジすることができる手続です。IPR 手続は、第一の段階(手続開始前の段階)と、第二の段階(手続開始後の段階)とに大別されます。

第一の段階において、IPR 手続の申請者は、無効化の対象となる特許クレームを特定すると共に、これらの特許クレームがそれぞれ無効である旨を示す具体的な見解を提示します。これに対し、特許権者は、IPR 手続の申請者の申請内容に対して応答する機会が与えられます。

その後、PTAB("Patent Trial Appeal Board")は、IPR 手続を開始するか否かを決定します。 この決定は、「申請者が勝つであろう相当な確からしさ」("reasonable likelihood the petitioner will prevail after a full trial")が存在するか否かに基づいて行われます。

AIA("America Invents Act")の米国特許法第 314 条(d)には、「IPR 手続を開始するか否かに関する PTAB による決定が、最終のものであり、これを不服として CAFC に控訴することができない」旨、規定されています。しかしながら、最近の判例には、PTAB による決定を不服とし、CAFC に控訴することができる判例が含まれています。IPR 手続の開始時に PTAB により決定された事項を CAFC がレビュー("appellate review")する有効範囲/適用範囲について、以下に、CAFC 判例を参照して説明します。

【全5頁】

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

 理
 事
 : 新井
 孝政(大阪本部在籍)

 外国専門部長
 : 岡部
 泰隆(大阪本部在籍)

TEL : 06-6351-4384 (代表)

E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。 当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製·転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。 是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト> :http://www. harakenzo. com <商標専門サイト> :http://trademark. ip-kenzo. com <意匠専門サイト> :http://design. ip-kenzo. com

<法務部 facebook> :https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment <広島事務所 facebook> :https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。